

1 協議趣旨

医療法第30条の23第2項において地域医療対策協議会において協議を行う事項とされている医学部地域枠定員について、令和3年10月13日付け文部科学省高等教育局長及び厚生労働省医政局長から「令和5年度の医学部臨時定員の暫定的な取扱いについて（通知）（以下、国通知という。）」が発出されたことを受け、東北大学における令和5年度の地域枠定員について協議を行うもの。

2 国通知

「経済財政運営と改革の基本方針2019」（令和元年6月21日閣議決定）において、「2022年度以降の医学部定員について、定期的に医師需給推計を行った上で、医学部定員の減員に向け、医師養成数の方針について検討する。」とされている。しかし、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で十分な議論を行うことができなかつたことから、「令和4年度の医学部臨時定員の暫定的な維持について」（令和2年11月25日付け2文科高第739号、医政発1125第5号通知）において、令和4年度の医学部定員に関しては、暫定的に令和2・3年度と同様の方法で設定し、令和5年度以降の医学部定員に関しては、令和3年3月末を目途に結論を得ることとしていた。

これを踏まえ、令和5年度（2023年度）以降の医学部定員の方針については、「医療従事者の需給に関する検討会医師需給分科会」において、将来の医師需給及び医師の偏在対策の観点等から議論がなされてきた。

今般、令和3年8月27日の「医療従事者の需給に関する検討会第39回医師需給分科会」において、令和5年度の医学部総定員数の考え方並びに医学部入学定員の臨時増員の枠組み及び考え方について議論が行われ、一定の結論が得られたところである。

同分科会における議論を踏まえ、文部科学省及び厚生労働省は、令和5年度の医学部臨時定員について、下記のとおり取り扱うことを確認する。

記

- （1）令和5年度の医学部総定員の考え方について
令和5年度の医学部総定員は、令和2年度から令和4年度までと同様、令和元年度の医学部総定員数（9,420人）を上限とすることとする。
- （2）令和5年度の医学部入学定員の臨時増員の枠組みについて
令和4年度末を期限とする医学部入学定員の臨時増員の枠組みについては、歯学部振替枠を除き、令和5年度末まで1年間延長することとする。
- （3）令和5年度の医学部入学定員の臨時増員に当たっての考え方について
令和5年度の医学部入学定員の臨時増員に当たり、都道府県・大学が、令和4年度比で臨時定員の更なる増員を希望する場合は、地域の医師確保・診療科偏在対策等に有用な範囲に限り認めることとする。ただし、すべての地域枠の従事要件に、特定の診療科の位置づけを義務付けるものではない。

<参考>

令和2・3年度の医学部定員については、平成31年度の入学定員を超えない範囲で、その必要性を慎重に精査しつつ、現状の医学部定員を概ね維持するとされ、令和4年度については、新型コロナウイルスの影響により、十分な議論が行われず、令和2・3年度と同様の方法で設定することになった。

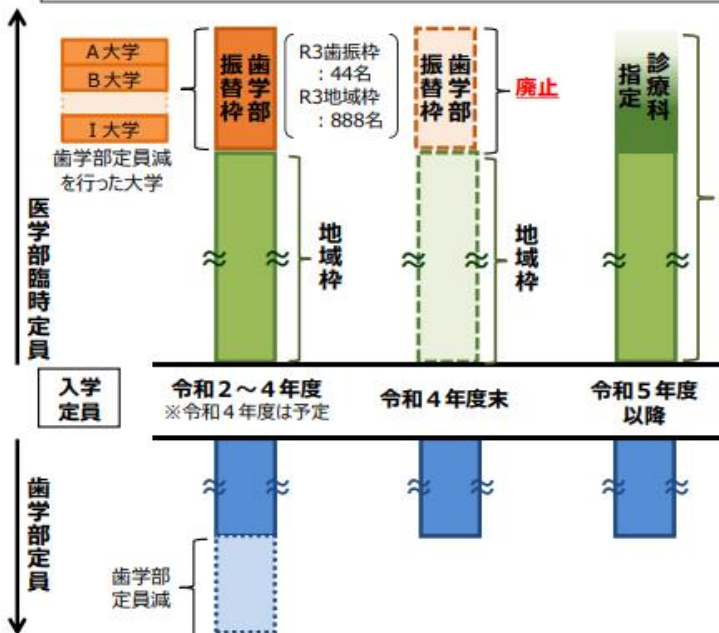
3 県の方針（案）

国の方針並びに県内の医師不足の現状を考慮し、

令和5年度の地域枠の入学定員については、現状の定員数（7名）を維持することとしたい。

令和5年度医学部定員と歯学部振替枠の考え方について（案）

- 令和5年度の医学部定員については、歯学部振替枠を除き令和4年度と同様の方法で設定する。
- 歯学部振替枠に期待された役割は一定程度果たされたことから、**同枠組みは廃止**し、地域の医師確保・診療科偏在対策に**有用な範囲に限って、地域枠臨時定員として活用**する。



医学部臨時定員 歯学部振替枠の廃止のイメージ

【歯学部振替枠の取扱について】

- 廃止する歯学部振替枠の枠数（44名）については、地域の医師確保・診療科偏在対策に有用な範囲に限って、地域枠臨時定員への活用を認めることとし、当該枠については以下の運用により措置してはどうか。
 - ※事前に大学と都道府県との間で調整のついた範囲に限る。
 - ①新規の地域枠臨時定員は、元々歯学部振替枠を有していた大学に限定せず、各大学から要望可能とする。
 - ②当該枠は、将来時点（2036年）における医師不足都道府県等の地域枠とし、総合診療科、救急救命科、内科等、社会的なニーズに対応する枠（診療科指定の地域枠）を設定する。
- ※ 歯学部振替枠には地域での従事要件なし。
 ※ 通常地域枠においても診療科を指定することはこれまで可能。